

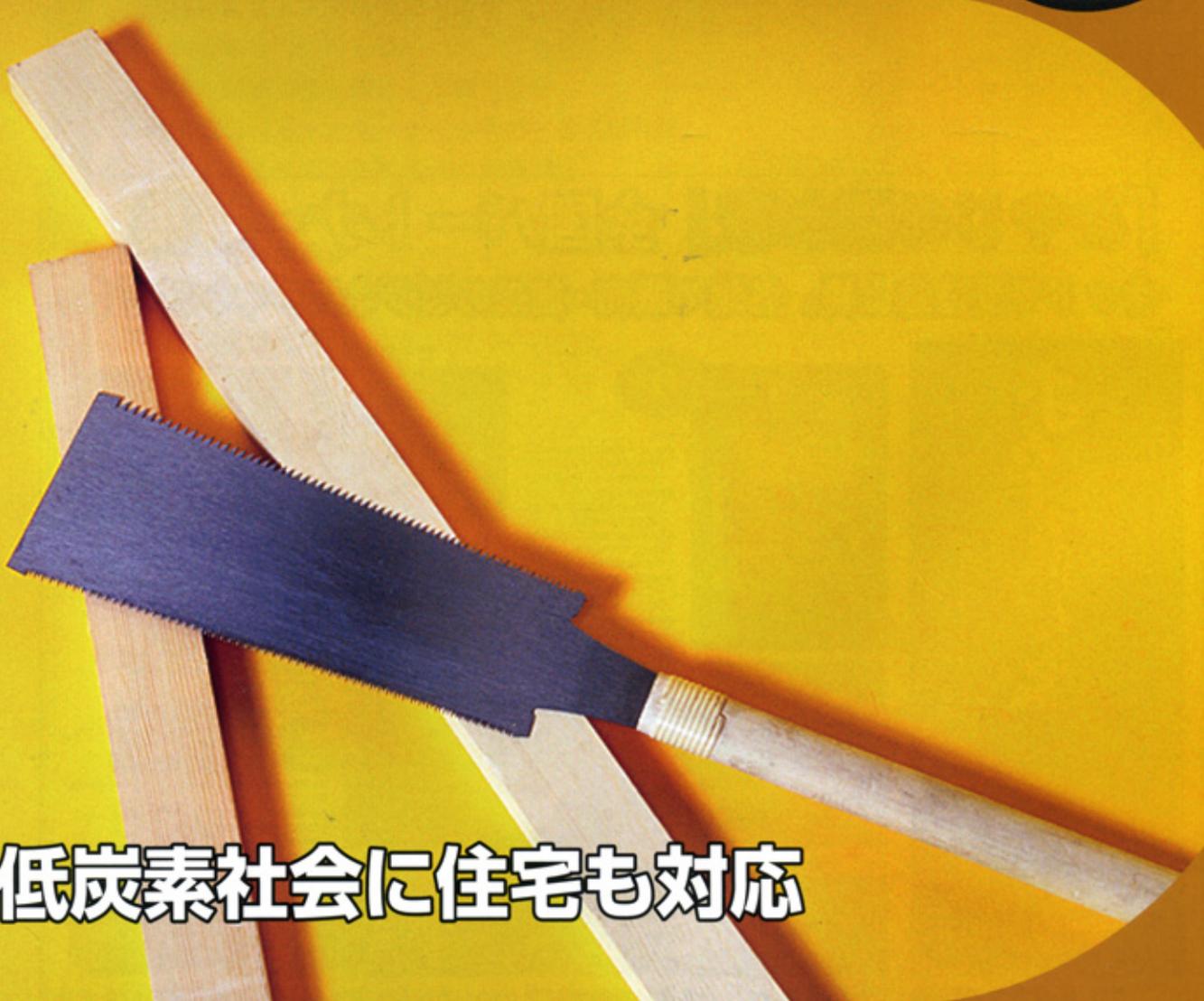
今あるものづくりを その先の未来へ

e 建具

T A T E G U

2012

5月号



低炭素社会に住宅も対応

地域型住宅ブランド化事業がスタート

申し込み希望は約1000団体に

国土交通省では4月25日に、平成24年度「地域における木造住宅生産体制強化事業」のうち「地域型住宅ブランド化事業」について、補助事業の適用を受けようとするグループの募集をスタートした。情報筋によると約1000件を越す応募準備が



地域材を使った住宅事業なども対象に

進められており、予算も当初の60億円から90億円にまで拡大しているという。

同事業は地域工務店及びこれらを取り巻く関連事業者（地域材等資材供給から設計・施工まで）が緊密な連携体制を構築し、地域資源を活用して地域の気候・風土にあった良質で特徴的な「地域型住宅」の供給に取り組みことを支援するもの。地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化を図り、地域経済の活性化及び持続的発展、地域の住文化の継承及び街並みの維持・保全、木材自給率の向上による森林・林業の再生等に寄与することを目的とする。このため中小の住宅生産者が他の住宅生産者や木材供給、建材流通等の関連事業者と共に構築したグループを公募し、グループごとに定められた共通ルールの取り組みが良好なものを国土交通省が採択。採択されたグ

ループに所属する中小住宅生産者等が当該共通ルール等に基づき木造の長期優良住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助する。個々の事業者は原則として元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅生産者（以下、「中小住宅生産者」という）であることを要件とする。

応募グループは、地域材を活用した木造の長期優良住宅の供給に取り組み、その構成員は、①から⑥の業種についてはそれぞれ原則として1事業者以上により構成。ただし、⑥施工については5から10事業者程度以上により構成する。

①原木供給 ②製材・集成材製造・合板製造 ③建材流通 ④プレカット加工 ⑤設計 ⑥施工 ⑦その他

補助金の額は、地域材を活用した対象住宅の建設工事費の1割以内であり、かつ対象住宅1戸当たり10

0万円を上限とする。また、柱・梁・桁・土台の過半において、募集要領において定める「地域材」を使用する場合については、対象住宅の建設工事費の1割以内で対象住宅1戸当たり120万円を上限とする。

応募条件について元請業者に聞いてみると「原木供給の森林組合まで辿るのは難しく、流通の助けを借りないと申請が難しい」「9割以上の元請業者は大手寡占メーカーの普及品が中心。下手に地域材に手を出して大損にならないか心配。できれば普及品のハイブリッドで凌ぎたい」といった意見が寄せられた。

受付窓口や詳細情報の公開については一般社団法人・木を活かす建築推進協議会内で行われている。

（受付窓口）

■木を活かす建築推進協議会
東京都港区赤坂2・2・19アドレスビル5階

TEL..03・3560・2886
月～金曜日（祝日、年末年始除く）
（問い合わせ先）

■住宅局住宅生産課木造住宅振興室
TEL..03・5253・8111